

新型コロナウイルス対策等に関する要望事項

2020年11月9日

立憲民主・国民・社民・無所属

【今回協議を求める件】

- ① コロナ患者受け入れの有無にかかわらず、すべての医療機関等の経営実態を診療科目や地域別に詳細な調査を行い、それを公表するとともに速やかに経営支援を実施すること。
- ② インフルエンザの流行と合わせ、地域医療の現場での発熱患者対応を強化し、発熱しても医療機関を受診できないような状況が生じないように対策を講ずること。
- ③ インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の基準となる患者数の上限(1日あたり20人)を緩和するとともに、受診患者全員分を補助すること。
- ④ 医療機関や介護施設が調達する機材(N95マスク、ニトリル手袋、消毒用アルコール、ガーゼ、防護服等)が、適正な価格で必要量が確保できるよう対策を講ずること。
- ⑤ 改善された新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請を普及させること。また、要件を緩和し簡便な手続きで速やかに給付するとともに、対象をすべての企業とし、雇用形態を問わずすべての労働者に対して支給すること。また、失業給付の上限額を遡って休業支援金・給付金と同程度に引き上げること。
- ⑥ 野党の提出した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案」(休業支援金拡充法案)について、与野党協議を行うこと。
- ⑦ 住居確保給付金の期限(9か月)を延長すること。
- ⑧ 緊急小口、総合支援資金の貸し付け上限枠を拡大するとともに、低所得者層に対する追加給付などもあわせて行うこと。
- ⑨ 時限的に、生活保護要件のさらなる緩和について検討すること。
- ⑩ 授業料の半額を免除すること等を内容とする、野党の提出した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案」について、与野党協議を行うこと。
- ⑪ 大学・短大・専門学校の中退者数の調査を行い、その原因について分析すること。
- ⑫ 受験生が経済的理由で受験を断念することのないよう、十分な支援を行うこと。
- ⑬ 増員されたスクールサポートスタッフについて、報酬を引き上げるとともに来年度以降も雇用を維持すること。
- ⑭ 保育所や学童保育などで働く者に対しても慰労金を支給すること。
- ⑮ 持続化給付金・家賃支援給付金の対象者及び内容の拡大をするとともに、さらなる給付を行うこと。
- ⑯ GoToトラベルの中小の旅行会社が立て替え割引分について、速やかに振り込みが行われるよう対処すること。
- ⑰ 寒冷期における対策に万全を期すること。

【継続的に協議を求める件】

- ① 社会経済活動を促進すべく、PCR、抗原キット等検査体制の低廉化、検査実施機関・実施者の拡大を計画的に行うこと。また、医療・介護・福祉・保育従事者・教員などエッセンシャルワーカーを対象に、希望者に月2回の定期検査を公費で行うこと。
- ② インフルエンザワクチンの接種無償化と啓発を行うこと。
- ③ 新型コロナウイルス感染症専用の伝染性感染症病棟の設置を支援すること。
- ④ 感染者の情報について、都道府県からの情報把握を正確かつ詳細に行うこと。
- ⑤ 介護報酬・診療報酬等の特例の自己負担増分を公費負担すること。
- ⑥ 地方交付金はもとより公共投資をはじめとする来年度の財源を確実に確保すること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を行うこと。また、交付額決定に際しては、不交付団体に対して配慮すること。
- ⑧ 雇用調整助成金の特例措置を今年度末まで延長すること。また、企業の規模を問わず、減収が著しい事業者については、助成率を10/10とすること。
- ⑨ 自殺対策（生きることの包括的支援）に万全を期すこと。
- ⑩ いじめや営業妨害など、あらゆる誹謗中傷についての対策を徹底すること。
- ⑪ 小学校休業等対応助成金の活用を促進するため、個人申請方式を導入すること。少なくとも既に取得した休暇に対する支給については個人申請方式とすること。
- ⑫ 就労支援施設を利用する障がい者の工賃の減少に対する支援を行うこと。
- ⑬ 学習支援の加配など支援策を講ずること。また、学校支援金を再度給付すること。少人数学級を推進すべく、予算と教員・支援員を確保すること。
- ⑭ 集団で行われる入学試験や資格試験が安全かつ円滑に行われるよう万全を期すこと。
- ⑮ 公共交通機関の経営が極めて厳しい状況にあることから、維持のための支援策を講ずること。また、固定資産税や航空機燃料税、着陸料などの減免を行うこと。
- ⑯ 空港等における検査体制が確実に行われるよう体制を整備すること。
- ⑰ 専任の広報官の設置を改めて政府に強く求める。

以 上